

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

B+

a

b

b

N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)	
2 拠出先の名称	
国際移住機関(IOM)	
3 拠出先の概要	
国際移住機関(IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関(IOM)となる。2016年に世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連機関となる。日本に駐日事務所を置く。 IOMは、欧州への難民・移民問題、ミャンマーからの避難民支援等に代表される世界各地で発生する移民問題について、脆弱な環境下の移民等に対する機動的かつ迅速な支援、国際社会における本問題の理解促進等において主導的役割を果たすことにより、移民ひとりひとりの命と尊厳を守るとともに世界・地域の一層の不安定化を防いでいる。	
4 (1) 本件拠出の概要	
・本件拠出金は、第三国定住により日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)により、受け入れた難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標とするもの。 ・日本100%拠出のイヤーマーク事業を実施するもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 35,265 千円	
令和3年度当初予算額 31,161 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 人権人道課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ：分野別外交」、「施策Ⅱ－1：国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7：国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」、「測定指標7－2：

人道分野への取組(難民等への支援)」の下に設定された中期目標「国内の難民等への支援、第三国定住による難民の受け入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野での国際貢献を行う。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 172～173 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拋出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
上記1-1 (1) の目標を達成する上で、IOM は日本が第三国定住難民を受け入れる際の各種研修、健康診断、出国及び入国に係る手続き等の円滑な実施のために、長年のノウハウから代替不可な貢献をしている。2020 年までの間に 50 家族 194 名の受け入れを実施した実績を持つ。 第三国定住による難民の受入は、自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとされているところ、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民問題に関する負担の適正化の観点から第三国定住を重視し、日本を含む各国に対してその受け入れを要請しているところ、日本においては、国際貢献及び人道支援の観点から 2010 年より受け入れを実施している。受け入れにあたって実施する各種の研修、健康診断、出国及び入国に係る手続きを、難民の第一次庇護国に事務所を有し第三国定住に係る業務経験のある IOM に委託することにより、円滑な受け入れが確保されている。同業務については、IOM 以外に実施できる機関が見当たらず、「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組みに関する決議」(平成 23 年 11 月衆参全会一致で可決)において国際的組織に委託することを決定している。 また、移住者への健康診断の実施等の保健支援について、IOM は移住者支援の長い経験と知識を有しており、IOM の活動は、日本が重視しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実践に大きく貢献するものである。正規の移住者の出入国手続きを円滑なものとし、非正規の移住者の出入国に対応する国境管理支援により、日本が重視している「中東の平和と安定」や「自由で開かれたインド太平洋」等の世界の平和と安定に向けた取組みや、積極的平和主義の実践に大きく貢献している。 SDGs との関係においても、目標5、目標8、目標 10、目標 16、目標 17 等をターゲットとしている IOM に対して支援を行うことは、2030 アジェンダ達成に向けた日本の取組に資するものでもある。
1-2 拋出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本のイヤーマーク事業であり、本事業は日本の承認の下で実施される。
1-3 拋出先との間での要人往来、政策対話等
2020 年2月、尾身政務官がヴィトリノ IOM 事務局長とジュネーブ(スイス)において会談し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。 2021 年2月、外務省と IOM 本部の間で局長級協議を実施し、コロナ禍における対策や協力の重要性について認識を共有した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拋出先への関与及び同関係者にとっての本件拋出の有用性・重要性
2019 年 10 月に IOM と外務省の共催(一般財団法人自治体国際化協会(クレア)・港区後援)で「外国人の受け入れと社会統合のための国際フォーラム～地域社会における外国人の円滑な受け入れ」を開催した。 日本国内において第三国定住難民に対する定住支援を実施する機関(アジア福祉教育財団)とも必要な情報の共有等の連携をしており、IOM への拋出は国内機関にとっても重要。
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件拋出の貢献度に係る総括
・IOM は、2-2 のとおりの実績を上げており、第三国定住により日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航を実施したという事実に鑑みれば、中期目標の「国内の難民等への支援、第三国定住による難民の受け入れ等を通じ、日本の社会的

安定を維持しつつ、人道分野での国際貢献を行う。」の達成に関し、難民受け入れの面で貢献した。日本政府としても、2020 年2月、尾身政務官がヴィトリノ IOM 事務局長とジュネーブ(スイス)において会談し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、1-4のとおり、日本の日本国内において第三国定住難民に対する定住支援を実施する機関(アジア福祉教育財団)とも必要な情報の共有等の連携をしており、IOM への拠出は国内機関にとっても重要。以上を総合的に勘案すれば、本件拠出は、評価対象期間中において、1-2で述べた他の達成手段と効果的に相互補完しつつ、本件外交目標にむけて相応の貢献をしたと総括できる。

- ・第 204 回国会における茂木外務大臣の外交演説の中でも地球規模課題への対応の中で「海洋プラスチックごみ、人権、難民・避難民、女性の参画、防災など、SDGs 達成に向けた諸課題にも積極的に取り組みます」と述べたところである。

- ・2019 年に第三国定住によるミャンマー難民(6家族 20 名)の受入れを行った。

- ・2020 年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受入れ対象国としていたマレーシアとの出入国が制限されていたことや、受入れ対象となる難民の選考手続を中断せざるをえなかったことに加えて、緊急事態宣言が発令されるなど日本国内における受入れ準備も困難な状況にあったことから、第三国定住による難民受入れには至らなかった。しかしながら、IOM は国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の入国や研修の方法などを積極的に検討し、準備を進めてきたところ、今後の受入再開に際しても必ず有益となる知見が蓄積した。

- ・IOM は日本外交の重要課題である地球規模課題への対応の1つである難民問題に対応。

- ・IOM はマレーシアに現地事務所もあり、第三国定住に関するノウハウを有する唯一の国際機関として日本の円滑な第三国定住難民の受け入れに大きく貢献した。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・ノンコア拠出による実施事業の目標: 第三国定住難民の日本への移動に際し、現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)に関し、UNHCR 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。 ・国際貢献等の観点から、2018 年には第三国定住によるミャンマー難民(6家族 20 名)の受入れを行い、受入れ難民に対する定住支援を行った。また、2017 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、2019 年度は前年度に受け入れた難民を定住させることを実現した。
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)
・2018 年 10 月から「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房と共に主催し、その報告を受け、2019 年6月、第三国定住による難民の受入拡大が決定された。 ・2019 年に第三国定住によるミャンマー難民(6家族 20 名)の受入れを行った。具体的には、受け入れた難民が、日本において生活保護を受けることなく自立生活を営むことを目標として、第三国定住により日本に受け入れる難民に対する出国前の支援(現地での健康診断、出国前研修(生活オリエンテーション及び日本語教育)及び日本到着までの渡航)を円滑に実施した。

・2020 年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受入れ対象国としていたマレーシアとの出入国が制限されていたことや、受入れ対象となる難民の選考手続を中断せざるをえなかったことに加えて、緊急事態宣言が発令されるなど日本国内における受入れ準備も困難な状況にあったことから、第三国定住による難民受入れには至らなかった。しかしながら、IOM は国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の入国や研修の方法などを積極的に検討し、準備を進めてきたところ、今後の受入再開に際しても必ず有益となる知見が蓄積した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2020年7月2日(日本の2019年度分) ・ 2019年5月22日(日本の2018年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021年7月頃(日本の2020年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
拠出先においては、日本の拠出金後から個別イママーク・プロジェクトを開始し、事業実施期間はプロジェクトによって異なるが、プロジェクト完了後数か月以内に報告書が提出されることとなっている。このサイクルに基づき、2020年6月、2019年度拠出金による第三国定住による難民受け入れの決算報告書が提出された。残余金の状況については、2018年度は35,337USD、2019年度は183,986USDの残余金が発生しており、それぞれ翌年度に繰り越している。外部監査の実施状況に関しは、IOMは外部監査法人PWCの監査を定期的に受けており、特段指摘は受けていない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
【人事関連】 IOMはこれまで人件費はプロジェクトベースで捻出するなど、人事面でのコスト削減も徹底しており、この観点からも、ハイランクへの登用を抑制している。 【予算関連】 毎年開催される「財政とプログラムの常設委員会」会合において、財務報告がなされた。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記3-2 (1)及び3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)
(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	-
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	-
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM 側人件費の見合い額を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状拠出の範囲内においてプロジェクト目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。						